

〇〇年〇月〇日

岐阜県労働委員会会長 様

被申立人 住所（主たる事務所の所在地）

岐阜市藪田南〇丁目〇番〇号

氏名（名称及び代表者職氏名）

藪田工業株式会社

代表取締役 岐阜 健太郎

答 弁 書

岐労委 〇〇年（不）第 2 号 藪 田 工 業 不当労働行為事件について、
下記のとおり答弁します。

記

第 1 「請求する救済の内容」に対する答弁

- (1) 申立人が請求している救済に理由がないとするときは、「棄却」を求めてください。
- (2) 申立てが却下事由（労働委員会規則第 34 条第 1 項の各号のいずれか。例えば不当労働行為の日から 1 年を経過した後の申立てであるとき、申立人の主張する事実が不当労働行為に該当しないことが明らかなきとき等）に該当するときは、「却下」を求めてください。

〔例 示〕

本件申立てを棄却するとの命令を求める。

第 2 「不当労働行為を構成する具体的事実」に対する答弁

- (1) 申立書の不当労働行為を構成する具体的事実に対して、申立書の項目に従って、「認める」「認めない」「争う」「知らない」という表現で、事実に対する態度を明確にしてください。
- (2) 積極的に主張、反論すべき事実等を次の要領により、明確、簡潔に記載してください。

〔例 示〕

1 当事者等について

申立人の組合員数については、不知。

その余は、概ね認める。

2 本件不当労働行為に至る経過について

(1) 同(1)については、概ね認めるが、……という事実は、否認する。その真相は、……である。

(2) 同(2)については、……。

3 本件不当労働行為にかかる具体的事実について

(1) 同(1)については、……した事実、……した事実は認め、その余は否認する。
被申立人は、……について、……と説明した。

(2) 同(2)については、……。